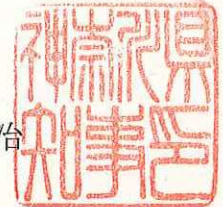


水第1726号
令和3年10月26日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第1号・2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、相模川漁業協同組合連合会代表理事会長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



変更の内容

1 漁具、漁法の制限

キャッチアンドリリース区間の設定。

変更後			変更前
第1条～第2条（略） （漁具、漁法の制限） 第3条 この漁場区域においては、第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁してはならない。 2～9（略） 10 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。			第1条～第2条（略） （漁具、漁法の制限） 第3条 この漁場区域においては、第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁してはならない。 2～9（略） （該当項目なし）
<u>ア 魚種</u>	<u>イ 区域</u>	<u>ウ 期間</u>	
やまめ、いわな、にじます	<u>愛甲郡愛川町田代 200 番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの中津川の区域で、連合会が定めて公表する区域。</u> <u>基点 R Q を結んだ直線から相模原市緑区牧野 10,629 番地先大川原橋下流端までの道志川の区域で、連合会が定めて公表する区域。</u>	<u>3月1日より4月30日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。</u>	
基点 E： 愛甲郡愛川町半原字馬場 4,941 番 2 に設置した標柱 基点 F： 愛甲郡愛川町半原字向原 5,459 番 2 に設置した標柱 基点 Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端 基点 R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端			
第4～11条（略） 附則 1. この規則は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。 2. この規則は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。 3. この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 4. この規則は平成 31 年 3 月 25 日から施行する。 5. この規則は令和 年 月 日から施行する。			第4～11条（略） 附則 1. この規則は平成 25 年 9 月 1 日から施行する。 2. この規則は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。 3. この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 4. この規則は平成 31 年 3 月 25 日から施行する。